

地域社会が一丸となって明るい社会づくりを

第54回社会を明るくする運動強調月間 7月1日(木)～31日(土)

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。今年の重点目標は「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」です。

本市でも保護司や更生保護女性会、警察署、教育委員会などの関係機関で社会を明るくする運動実施委員会をつくり、期間中、街頭での広報活動や町内会単位でのミニ集会の開催など様々な行事を行います。

今年の運動標語の入選作品が決まりました

●今年の運動標語
「ありがとう 一言なのに
いきもち」

今年の社会を明るくする運動強調月間に先立ち、同運動安城市実施委員会が5月に募集した標語と作文の入選作品が決まりました。

標語は、1080人1594点の応募があり、西部小学校6年の平野伽椰子さんを始め、9人が入選し、作文は3点の応募があり1人が入選しました。

〈敬称略〉

【標語】
最優秀賞▼平野伽椰子（西部小6年）
優秀賞▼木村歩月（中部小2年）、戸田和也（作野小1年） 入選▼菊川夏菜（作野小4年）、上野貴弘（南中3年）、小川勝（大山町）、伯川優樹（中部小1年）、石垣有加里（安祥中3年）、森田恵理子（今池小6年）

【作文】

入選▼橋本望希（篠目中2年）

協力雇用主に なってください！

今年度の運動期間中も、更生保護対象の人たちが働き場所に困っていることから、理解のある雇用主（協力雇用主）へのお願いを重点目標としています。

期間中の行事予定

*社会を明るくする運動

街頭広報キャンペーン

とき▼7月1日(木)午前10時～午後5時
ところ▼市内スパー、駅など
参加者▼保護司、更生保護女性会

協力雇用主とは、犯罪や非行歴のある人たちを差別しないで雇用して、その更生に協力している人たちです。（現在14事業所が登録しています）



*講演会

とき▼7月23日(金)午後1時30分
ところ▼市教育センター大研修室
講師/演題▼犬塚敦統氏（七福醸造株式会社取締役社長・碧南市）/「心と絆」

保護司の仕事

保護司とは、法務大臣から委嘱された、地域の実情や習慣をよく理解している民間のボランティアです。罪を犯した人や更生しようとしている人たちに、生活の目標や指針を定め、更生のお手伝いをしています。

更生保護女性会の活動

更生保護女性会は、女性として、また、母親として青少年の健全育成に努め、非行防止、地域の犯罪予防と非行少年や罪を犯した人たちの更生保護活動に協力しています。また、若いお母さんなどを対象に講座を開催し、子育て支援の活動にも力を注いでいます。

社会を明るくする運動のシンボルマーク

昭和46年に定められたこのシンボルマークには、青少年が太陽に向かって咲くひまわりのように明るく強く成長してほしいという願いが込められています。

問い合わせ▼障害援護課

介護保険のお知らせ

65歳以上の皆さんに
保険料納入通知書を送付します

問い合わせ▼
高齢福祉課

第1号被保険者（65歳以上の人）の平成16年度介護保険料を今月中旬にお知らせします。

◆介護保険料の決め方

第1号被保険者の保険料は、前年の所得によって決まります。市では下記年額表のとおり、5段階に設定しています。なお、保険料の納付方法は、受け取る年金の種類と額によって異なります。

〈納付方法の基準〉

老齢年金・退職年金が年額18万円以上
◆特別徴収
老齢年金・退職年金が年額18万円未満
◆普通徴収

◆特別徴収の場合

2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料が天引きされます。（老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません）
4・6・8月分は、仮徴収通知書でお知らせしましたが、保険料が確定しますので、今月中旬に1年間分（4月～来年3月分）の確定保険料と年金から天引きされる額をお知らせします。

なお、今年10月から特別徴収にな



る人は、4月から9月までの6か月分の保険料を7・8・9月の3回に分けて納付書または口座振替で納付することになります。

〈こんなときは普通徴収になります〉

年度途中で65歳になった人や安城市に転入してきた人は、年金からの天引きができないため、普通徴収になります。なお、翌年度の10月からは特別徴収に切り替わります。

◆普通徴収の場合

7月から平成16年度分の納付が始まります。納期は7月から来年2月までの毎月で、納付書または口座振替での納付になります。今月中旬に納付書または口座振替通知書をお送りします。

〈納付には口座振替が便利です〉

お申し込みは、市内金融機関、郵便局、または高齢福祉課へ。（振替希望口座の通帳とその通帳の届け出印が必要になります）

第1号被保険者保険料年額表

段階	所得状況	16年度保険料（計算方法）
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	16,200円（基準額×0.5）
第2段階	市民税世帯非課税	24,300円（基準額×0.75）
第3段階	市民税本人非課税	32,400円（基準額）
第4段階	市民税課税（本人合計所得金額が200万円未満）	40,500円（基準額×1.25）
第5段階	市民税課税（本人合計所得金額が200万円以上）	48,600円（基準額×1.5）

【例：保険料第3段階（年額32,400円）の場合】

特別徴収での納付額

（単位：円）

月額	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
額	5,400		5,400		5,400		5,400		5,400		5,400	

※保険料段階が前年度と同じ場合です。

普通徴収での納付額

（単位：円）

月額	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
額				4,400	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	

※100円未満の端数額は7月分で調整します。